

工事関係機関の長 様

会計局 工事検査課長

工事成績評定要領の一部改正について（通知）

このことについて、「工事成績評定要領(平成29年4月1日最終改正)」を下記のとおり一部改正しましたので通知します。

なお、この通知は、工事検査課のホームページで公表するとともに、(一社)福井県建設業協会にも通知していることを申し添えます。

記

1 改正の概要

(1) 第2条の「評定を省略できる」対象工事を請負金額「250万円未満」から「500万円未満」に引き上げる。

(2) 押印廃止に伴う様式の変更。

併せて、出来形成果表(表紙)の押印(昭和60年6月1日付、事務連絡)も廃止する。

2 新旧対照表

(別紙1のとおり)

3 改正後の工事成績評定要領 (別紙2のとおり)

4 特記仕様書記載例

1.3 その他

工事成績評定 (工事成績評定要領第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 工事成績評定対象	<input type="checkbox"/> 評定あり(請負金額500万円以上の場合)
		<input checked="" type="checkbox"/> 評定なし(請負金額500万円未満の場合)
		<input type="checkbox"/> 評定なし(応急工事、取壊解体工事、土砂運搬工事等)

5 港湾等浚渫工事の評定

港湾等浚渫工事は、第2条「工事検査課長が評定の必要がないと認めたもの」を適用する。(河川浚渫工事と同様の取扱い)

6 適用日 令和3年4月1日以降に評定を行う工事から適用する。

担 当 工事検査課 奥村、石田
連絡先 (内線) 2213

工事成績評定要領 新旧対照表

別紙 1

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">工事成績評定要領</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 57 年 4 月 1 日 最終改正 <u>令和 3 年 4 月 1 日</u></p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(評定の対象)</p> <p>第 2 条 評定の対象は、工事検査規程により検査を行うとされている工事とする。ただし、1 件の請負金額が <u>500 万円</u>未満の工事および工事検査課長が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。</p> <p>第 9 条～第 15 条 (略)</p> <p><u>〈追加〉</u> <u>附則 この要領は令和 3 年 4 月 1 日以降に評定を行う工事から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">工事成績評定要領</p> <p style="text-align: right;">制定 昭和 57 年 4 月 1 日 最終改正 <u>平成 29 年 4 月 1 日</u></p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(評定の対象)</p> <p>第 2 条 評定の対象は、工事検査規程により検査を行うとされている工事とする。ただし、1 件の請負金額が <u>250 万円</u>未満の工事および工事検査課長が評定の必要がないと認められたものについては、評定を省略することができる。</p> <p>第 9 条～第 15 条 (略)</p>

改正

現行

要領様式1-甲(第6条関係)

工 事 成 績 評 定 表

評 定 年 月 日	令和 年 月 日	
事 務 所 名	工事番号	
工 事 名	発注業種	
工 事 場 所		
請 負 金 額 (最 終)	円	
受 注 者		
契 約 工 期	自: 令和 年 月 日	至: 令和 年 月 日
完 成 年 月 日	令和 年 月 日	
完 成 検 査 年 月 日	令和 年 月 日	
中 間 検 査 年 月 日	第1回: 令和 年 月 日	第2回: 令和 年 月 日
	第3回: 令和 年 月 日	第4回: 令和 年 月 日
	第5回: 令和 年 月 日	第6回: 令和 年 月 日
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名		
第 一 次 評 定 者 職 ・ 氏 名		
第 二 次 評 定 者 職 ・ 氏 名		
第 三 次 評 定 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名 (完 成 検 査 職 員)		
① 第 一 次 評 定 点		点
② 第 二 次 評 定 点		点
③ 第 三 次 評 定 点 (中 間 検 査)	(複数回の場合は平均値)	点
④ 第 三 次 評 定 点 (完 成 検 査)		点
⑤ 法 令 遵 守 等		点
⑥ 総 評 点		点

注1) 中間検査があった場合

総評点 ⑥ = (①×0.4 + ②×0.2 + ③×0.2 + ④×0.2) - ⑤

2) 中間検査が2回以上あった場合

総評点 ⑥ = (①×0.4 + ②×0.2 + ③の平均値×0.2 + ④×0.2) - ⑤

3) 第一次評定者、第二次評定者、第三次評定者の評定点は小数第1位までとする。

4) 総評点は四捨五入により整数とする。

5) ⑤法令遵守等は、第二次評定者が記入する。

要領様式1-甲(第6条関係)

工 事 成 績 評 定 表

評 定 年 月 日	平成 年 月 日	
事 務 所 名	事務所	工事番号
工 事 名	発注業種	
工 事 場 所		
請 負 金 額 (最 終)	円	
受 注 者		
契 約 工 期	自: 平成 年 月 日	至: 平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日	
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
中 間 検 査 年 月 日	第1回: 平成 年 月 日	第2回: 平成 年 月 日
	第3回: 平成 年 月 日	第4回: 平成 年 月 日
	第5回: 平成 年 月 日	第6回: 平成 年 月 日
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名		
第 一 次 評 定 者 職 ・ 氏 名	評定者印の廃止 印	
第 二 次 評 定 者 職 ・ 氏 名	印	
第 三 次 評 定 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名 (完 成 検 査 職 員)	印	
① 第 一 次 評 定 点		点
② 第 二 次 評 定 点		点
③ 第 三 次 評 定 点 (中 間 検 査)	(複数回の場合は平均値)	点
④ 第 三 次 評 定 点 (完 成 検 査)		点
⑤ 法 令 遵 守 等		点
⑥ 総 評 点		点

注1) 中間検査があった場合

総評点 ⑥ = (①×0.4 + ②×0.2 + ③×0.2 + ④×0.2) - ⑤

2) 中間検査が2回以上あった場合

総評点 ⑥ = (①×0.4 + ②×0.2 + ③の平均値×0.2 + ④×0.2) - ⑤

3) 第一次評定者、第二次評定者、第三次評定者の評定点は小数第1位までとする。

4) 総評点は四捨五入により整数とする。

5) ⑤法令遵守等は、第二次評定者が記入する。

要領 様式2 (第6条関係)					工事番号	
工事契約概要および成績評定書					工事の種類 (建設業種)	
					入札形態	
工事名	受注者および住所 番号および氏名	延長工期	平成 年 月 日			
工事場所	現場代理人	延長理由				
設計金額	主任技術者					
請負金額	監理技術者					
変更請負金額						
請負率	工事監督職員					
工期	自					
	至					
	完成	平成	年	月 日		
工事概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 総評定者印、 整理印の廃止 </div>					
					総評定者印	整理印
評定結果	総評点	点	検査日	平成 年 月 日	総評定者印	整理印

現 行

要領 様式2 (第6条関係)					工事番号
工事契約概要および成績評定書					工事の種類 (建設業種)
					入札形態
工事名	受注者および住所 番号および氏名	延長工期	平成 年 月 日		
工事場所	現場代理人	延長理由			
設計金額	主任技術者				
請負金額	監理技術者				
変更請負金額					
請負率	工事監督職員				
工期	自				
	至				
	完成	平成	年	月 日	
工事概要	概要図				
評定結果	総評点	点	検査日	平成 年 月 日	

改 正

工事成績評定要領

別紙2

制定 昭和57年4月1日
最終改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、福井県の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって良質な工事の施工を確保するため、受注者の適正な選定および優良な建設事業者の育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、工事検査規程により検査を行うとされている工事とする。ただし、1件の請負金額が500万円未満の工事および工事検査課長が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第一次評定者 工事監督職員、複数監督職員の場合は主任監督職員
- (2) 第二次評定者 本庁においては工事監督担当の主任等発注機関においては次長、担当課長およびグループリーダー等、その他かいの長の指定する職員
- (3) 第三次評定者 中間検査職員および完成検査職員

(現場の実態把握)

第5条 第一次評定者および第二次評定者等、請負工事の監督をする立場にある職員は、所掌する工事について、努めて現場の巡視を行い、粗漏な工事を未然に防止するため常に適切な指導と助言を行うとともに、工事成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

第6条 評定は、別に定める「工事成績採点基準」により、監督または検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して、適確かつ公正に行うものとする。

2. 評定結果は、工事成績評定表（様式1-甲、以下「評定表」という。）、中間検査工事成績評定表（様式1-乙、以下「中間検査評定表」という。）、工事契約概要および

び成績評定書（様式2、以下「工事検査カード」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第7条 評定を行う時期は、第一次評定者および第二次評定者は工事が完成したとき、第三次評定者は検査を実施したときとする。ただし、中間検査の評定実施については工事検査課長がこれを定める。

（評定表等の提出）

第8条 第一次評定者および第二次評定者は、評定完了後、速やかに当該工事の完成検査の第三次評定者に、評定表を提出するものとする。

2. 中間検査の第三次評定者は、検査完了後中間検査評定表を、評定を行わない中間検査にあつてはその内容を工事検査課長（発注機関にあつては、検査命令者、以下本条に同じ。）に提出するものとする。

3. 完成検査の第三次評定者は、第1項により提出された評定表に、前項により提出された中間検査評定表の評定点、完成検査の評定点および総評点を記入し、工事検査カードに総評点を転記のうえ、工事検査課長に提出するものとする。

（成績評定結果の通知）

第9条 工事検査課長は、完成検査で検査結果を確認した後に、項目別内訳表（様式3）、項目別内訳表の根拠（様式4）および評定表の写しを発注機関の長に通知するものとする。

2. 発注機関の長は、工事成績評定通知書（様式5）により総評点を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求の提出）

第10条 前条第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定説明請求書（様式6）により発注機関の長に対して、評点の内容について説明を求めることができるものとする。

2. 発注機関の長は、前項の説明を求められた場合は、発注機関における工事成績評定評価委員会での意見をもとに、申出者に対して30日以内に工事成績評定説明請求回答書（様式7）により回答するものとする。

（再説明請求の提出）

第11条 前条第2項で回答を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定再説明請求書（様式8）により会計管理者に対して、評点の内容について再説明を求めることができるものとする。

2. 会計管理者は、前項の規定により再説明を求められた場合は、福井県工事成績

評定評価委員会での意見をもとに、申出者に対して30日以内に工事成績評定再説明請求回答書（様式9）により回答するものとする。

（評定の修正）

第12条 工事検査課長または発注機関の長は、第9条第2項の通知をした後、当該評定を修正する必要があるときは、工事検査課長と発注機関の長が協議のうえ、修正しなければならない。

2. 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（工事成績表の送付）

第13条 工事検査課長は、四半期毎に、工事成績表（様式10）を作成し、工事関係機関の長へ送付するものとする。なお、総評点が34点以下の工事については不良工事と認め、その都度、工事関係機関の長へ送付するものとする。

（工事成績表の公表）

第14条 工事検査課長は、四半期の最終日から3か月以内に、工事成績表を「福井県工事検査規程等公表文書の閲覧に関する要領」により公表するものとする。

（工事検査カードの保存）

第15条 工事検査カードは、工事完成后5年間保存しなければならない。

附則 この要領は令和3年4月1日以降に評定を行う工事から適用する。

工 事 成 績 評 定 表

評 定 年 月 日	令和 年 月 日		
事 務 所 名			工事番号
工 事 名			発注業種
工 事 場 所			
請 負 金 額	(最終)		円
受 注 者			
契 約 工 期	自: 令和 年 月 日	至: 令和 年 月 日	
完 成 年 月 日	令和 年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	令和 年 月 日		
中 間 検 査 年 月 日	第1回: 令和 年 月 日	第2回: 令和 年 月 日	
	第3回: 令和 年 月 日	第4回: 令和 年 月 日	
	第5回: 令和 年 月 日	第6回: 令和 年 月 日	
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名			
第 一 次 評 定 者 職 ・ 氏 名			
第 二 次 評 定 者 職 ・ 氏 名			
第 三 次 評 定 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名 (完 成 検 査 職 員)			
① 第 一 次 評 定 点			点
② 第 二 次 評 定 点			点
③ 第 三 次 評 定 点 (中 間 検 査)	(複数回の場合は平均値)		点
④ 第 三 次 評 定 点 (完 成 検 査)			点
⑤ 法 令 遵 守 等			点
⑥ 総 評 点			点

注1)中間検査があった場合

総評点 ⑥ = (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) - ⑤

2) 中間検査が2回以上あった場合

総評点 ⑥ = (①×0.4+②×0.2+③の平均値×0.2+④×0.2) - ⑤

3) 第一次評定者、第二次評定者、第三次評定者の評定点は小数第1位までとする。

4) 総評点は四捨五入により整数とする。

5) ⑤法令遵守等は、第二次評定者が記入する。

中間検査工事成績評定表

工事番号:

発注機関:

工事名:

審査項目	第三次評定者							第三次評定者							第三次評定者							第三次評定者												
	(検査職員)							(検査職員)							(検査職員)							(検査職員)												
	評定年月E							評定年月E							評定年月E							評定年月E												
項目	職・氏名							職・氏名							職・氏名							職・氏名												
細別	1 a	2 a'	3 b	4 b'	5 c	6 d	7 e	1 a	2 a'	3 b	4 b'	5 c	6 d	7 e	1 a	2 a'	3 b	4 b'	5 c	6 d	7 e	1 a	2 a'	3 b	4 b'	5 c	6 d	7 e						
1.施工体制	I.施工体制一般																																	
	II.配置技術者(現場責任人等)																																	
2.施工状況	I.施工管理																																	
	II.工程管理																																	
	III.安全対策																																	
	IV.対外関係																																	
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形																																	
	II.品質																																	
	III.出来ばえ																																	
4.工事特性	I.施工条件等への対応																																	
5.創意工夫	I.創意工夫																																	
6.社会性等	I.地域への貢献等																																	
加減点合計 (2+3)							点							点							点													
評定点(65点±加減点合計) *1							点							点							点													
7. 評定点計							〇中間検査が2回以上の場合は平均値																											
所見 *2																																		

○ 評定者は、「審査項目運用表」に従い、該当する素点に●を記入する。

*1 評定点=65点±加減点合計(2+3)

各評定点は小数第1位まで記入する。

*2 所見は、各評定者の配点が80点以上もしくは60点以下の評価について記入を原則とする。

要領 様式3 (第9条関係)

①項目別内訳表

事務所名

工事名

請負者

項 目	細 別	発注業種	評 定 点
		配 点	
1. 施工体制	I.施工体制一般	3.3	
	II.配置技術者	4.1	
2. 施工状況	I.施工管理	13.0	
	II.工程管理	8.1	
	III.安全対策	8.8	
	IV.対外関係	3.7	
3. 出来形及び 出来ばえ	I.出来形	14.9	
	II.品質	17.4	
	III.出来ばえ	8.5	
4. 工事特性 (加点のみ)	I.施工条件等への対応	7.3	
5. 創意工夫 (加点のみ)	I.創意工夫	5.7	
6. 社会性等 (加点のみ)	I.地域への貢献等	5.2	
7. 法令遵守等 (減点のみ)			
総 評 点		100.0	

②項目別内訳表の根拠

別記様式第2		細目別評定採点表					
項目	細別	①第一次評定者 ()×0.4+2.9= 点	②第二次評定者	③第三次評定者(中間検査等(平均値)) 複数回の場合は平均値 点	④第三次評定者(完成) (0)×0.4+6.5= 点	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.4+2.9= 点					
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9= 点					
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9= 点		()×0.4+6.5= 点	(0)×0.4+6.5= 点		
	II. 工程管理	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.2= 4.3 点				
	III. 安全対策	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.3= 4.3 点				
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9= 点					
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8= 点		()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点		
	II. 品質	()×0.4+2.9= 点		()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点		
	III. 出来ばえ			()×0.4+6.5= 点	()×0.4+6.5= 点		
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		()×0.2+3.3= 点				
5. 創意工夫	I. 創意工夫	()×0.4+2.9= 点					
6. 社会性等	I. 地域のへ貢献等		()×0.2+3.2= 点				
7. 法令遵守等			()×1.0= 点				
評定点合計							
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外				

- * 中間検査・一部完成検査があった場合(中間検査等という) (①+②+③)×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (中間検査等が二回以上の場合は③を平均する)
- * 中間検査等がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点
- * 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
- * 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

所在地

商号又は名称

代表者 様

福井県 ○○○○○○事務所長

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事検査規程と工事成績評定要領に基づき検査した結果の評定を通知します。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期
4. 完成検査日
5. 業種
6. 総評点
(項目別内訳表は別紙のとおり)
7. 技術提案履行確認

評定結果について疑問があるときは、当職に対して、通知の翌日から起算して14日以内(休日を含む)に、工事成績評定説明請求書(要領様式6)により説明を請求することが出来る。

要領様式6（第10条関係）

令和 年 月 日

（発注機関）
福井県 事務所長 様

（契約相手方）
所在地
商号または名称
代表者

工事成績評定説明請求書

令和 年 月 日付け 第 号で通知を受けた下記工事の成績評定について、説明を請求します。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 疑問事項

評価項目・中項目	内 容

要領様式7（第10条関係）

令和 年 月 日

（契約相手方）

所在地

商号または名称

代表者 様

（発注機関）

福井県 事務所長

工事成績評定説明請求回答書

令和 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 疑問に対する回答

修正総評点（*総評点を修正しない場合は項目を記入しない）

回答について疑問があるときは、当職を経由して会計管理者に対して通知の翌日から起算して14日以内（休日を含む）に、工事成績評定再説明請求書（要領様式8）により再説明を請求することができる。

要領様式8（第11条関係）

令和 年 月 日

福井県会計管理者 様

所在地
商号または名称
代表者

工事成績評定再説明請求書

令和 年 月 日付け 第 号で説明を受けた下記工事の成績評定について、再説明を請求します。

記

1 工事名

2 疑問事項

評価項目・中項目	内 容

この再説明請求書は、発注機関の長を経由して請求すること。

要領様式9（第11条関係）

令和 年 月 日

（契約相手方）

所在地

商号または名称

代表者 様

福井県会計管理者

工事成績評定再説明請求回答書

令和 年 月 日付で貴社から再説明を求められました評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

1. 工事名

2. 疑問に対する回答

3. 修正総評点（*総評点を修正しない場合は項目を記入しない）

